

奈良市公報

号 外 第 22 号

平成22年 9 月14日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	1
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……	2
○奈良市契約規則の一部を改正する規則……………	2
○奈良市会計規則の一部を改正する規則……………	2
○奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………	3
○奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則……………	3
○老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………	3
○奈良市税減免規則の一部を改正する規則……………	3

告 示

○一般競争入札の実施……………	4
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	5
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○徴収事務の委託……………	5
○放置自転車等の保管……………	6
○奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示……………	7
○放置自転車等の保管……………	7
○生活保護法の規定による施術者の指定……………	7
○平成22年度国民健康保険料の保険料率の決定……………	7
○平成22年度国民健康保険料の減額の額の決定……………	7
○放置自転車等の保管……………	8
○放置自転車等の処分……………	8
○平成22年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領……………	8
○放置自転車等の保管……………	10
○奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱……	10
○放置自転車等の保管……………	14

訓 令 甲

○奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令……………	14
○平成22年国勢調査奈良市実施本部設置規程……………	14
○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令……………	16

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………	16
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………	17
○奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示……………	17
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………	17

教 育 委 員 会

○奈良市集会所条例施行規則を廃止する規則……………	17
○奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則……………	17

選挙管理委員会

○奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程……………	18
○大和高原北部土地改良区総代選挙の執行……………	18
○大和高原北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙の様式……………	18
○大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長等の選任……………	19
○大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙立会人の選任……………	19

農 業 委 員 会

○農政部会の招集……………	19
---------------	----

災 害 対 策 本 部

○奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………	20
-----------------------------	----

規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第55号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第37条の3第1号及び第2号中「ごみ焼却施設移転建設計画」を「クリーンセンター建設計画」に改め、同条第3号中「ごみ焼却施設移転建設」を「クリーンセンター建設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 5 月21日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第56号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和41年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 4 項を次のように改める。

4 条例第17条第 2 項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる同条第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び同条第 2 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計時間の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 60時間以下の場合 100分の25

(2) 60時間を超える場合 100分の50。ただし、60時間までの時間については100分の25とする。

第34条第 2 項中「から週休日」の次に「、勤務時間等条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

(平成22年 5 月21日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第57号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「入札期日」の次に「（インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「インターネット市有財産売却システム」という。）による入札にあつては、入札期間の初日）」を加え、同条第 4 号中「日時」の次に「（インターネット市有財産売却システムによる入札にあつては、入札期間及び開札の日時）」を加える。

第 4 条第 1 項中「100分の 5」の次に「（インターネット市有財産売却システムによる入札の場合にあつては、予定価格の100分の10）」を加え、同条第 3 項に次の 1 号を加える。

(8) インターネット市有財産売却システムを管理する事業者の保証

第 4 条第 4 項に次の 1 号を加える。

(6) インターネット市有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定にかかわらず、インターネット市有財産売却システムによる入札の手続については、市長が別に定める。

第10条第 1 項中「建設工事の請負契約その他市長が定める契約で」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 建設工事の請負契約その他市長が定める契約の入札

(2) インターネット市有財産売却システムによる入札

第23条第 1 項中「契約金額」の次に「（インターネット市有財産売却システムによる入札に係る契約の場合にあつては、予定価格）」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

(平成22年 5 月25日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第58号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の 1 条を加える。

（備品の移管替え）

第51条の 2 主務課長は、備品の効率的な使用を図るため必要があると認めるときは、主務課間において協議し、備品の移管替えをすることができる。

2 前項の規定により備品を移管替えしたときは、当該備品の受入側の主務課長は、備品保管票を会計管理者に提出しなければならない。

第52条の見出しを「（備品の返納）」に改め、同条第 1 項中「物品が」を「備品が」に改め、同条第 2 項中「物品の」を「備品の」に改める。

第52条の次に次の 1 条を加える。

（不用の決定）

第52条の 2 会計課長は、前条第 1 項の規定により返納された備品について、次の各号のいずれかに該当するときは、不用の決定をすることができる。

(1) 備品の修繕、改造、加工等が不可能なもの又はそれらに要する経費が新たに取得する経費に比較して同等若しくは高いと認められるもの

(2) 市において将来使用する見込みがないもの

(3) 備品の耐用年数の経過等により、新たに購入した方が経済的であると認められるもの

(4) その他市長が承認したもの

第53条中「前条の物品」を「前条の規定により不用の決定をした備品又は物品」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
(平成22年 5 月25日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第59号

奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加える。

(奈良市母子保健法施行細則の一部改正)

第 2 条 奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
(平成22年 5 月25日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第60号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則（平成17年奈良市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、私立学校教職員共済法及び旧農林漁業団体職員共済組合法」を「及び私立学校教職員共済法」に改め、別表備考 2 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
(平成22年 5 月25日揭示済)

老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第61号

老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の

一部を改正する規則

老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和55年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 2 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
(平成22年 5 月25日揭示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第62号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表特殊マットの項及び頭部保護帽の項中「療育手帳 A」を「療育手帳 A 1 又は A 2」に改める。

別表温水洗浄便座の項中「療育手帳 A」を「療育手帳 A 1 若しくは A 2」に改める。

別表火災警報器の項及び自動消火器の項中「療育手帳 A」を「療育手帳 A 1 又は A 2」に改める。

別表電磁調理器の項中「療育手帳 A」を「療育手帳 A 1 若しくは A 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に交付を受けている療育手帳の障害の程度が A の者については、この規則による改正後の奈良市障害者自立支援法施行細則別表の規定にかかわらず、障害の程度の確認のための判定を受けるまでの間、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、この規則の施行の日前に療育手帳の交付申請をし、この規則の施行の日以後に障害の程度が A の療育手帳の交付を受けたものについて準用する。

(平成22年 5 月25日揭示済)

奈良市税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第63号

奈良市税減免規則の一部を改正する規則

奈良市税減免規則（平成21年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 2 号中「重度「A」」を「重度」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。
(平成22年5月25日揭示済)

告 示

奈良市告示第266号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（公4）山町地内ほか61件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成22年5月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年5月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年5月17日から5月20日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成22年5月21日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成22年5月24日から開札日前日まで（奈良市の休

日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前
9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のＩＣカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課

別表省略

(平成22年 5 月17日揭示済)

奈良市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
こぐま薬局	奈良県奈良市押熊町547 － 1	平成22年 4 月14日

(平成22年 5 月17日揭示済)

奈良市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日

こぐま薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町547 － 1	平成22年 4 月15日
-----------	---------------------	-----------------

(平成22年 5 月17日揭示済)

奈良市告示第269号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年 5 月13日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742－34－1111代表
(平成22年 5 月17日揭示済)

奈良市告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年 5 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

受託者・徴収事務	
受 託 者	徴収事務

奈良市西木辻町44番地の 1 アスカ美装株式会社 奈良支店 代表取締役 森脇 信之	奈良市北部出張所駐車 場使用料
---	--------------------

2 委託の期間

平成22年 5 月 1 日から平成27年 4 月30日

(平成22年 5 月18日揭示済)

奈良市告示第271号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 5 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 5 月20日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第272号

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱（平成20年奈良市告示第309号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加え、同条第 2 項を削る。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯に属する者については、当該年度の市町村民税が課税されている場合であっても対象者とする。

第 5 条第 1 項中「書類」の次に「又は生活保護証明書若しくは中国残留邦人等支援給付に係る証明書」を加える。

附 則

この告示は、平成22年 5 月21日から施行し、この告示による奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱第 2 条の規定は、平成22年度予算に係る公費負担から適用する。

(平成22年 5 月21日揭示済)

奈良市告示第273号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 5 月21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 5 月21日揭示済)

奈良市告示第274号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項及び第54条の 2 第 1 項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成22年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	
3370500344	岡山県笠岡市東大戸2712番地の 3	グループホーム ローゴム	岡山県笠岡市東大戸2908番地	医療法人社団 きのこ会 理事長 佐々木 健	平成22年 5 月25日

(平成22年 5 月21日揭示済)

平成22年 5 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 5 月24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年 5月24日揭示済)

奈良市告示第276号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 2 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加える。

附 則

この告示は、平成22年 6月 1日から施行する。

(平成22年 5月25日揭示済)

奈良市告示第277号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年 5月25日
- 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年 5月25日揭示済)

奈良市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成22年 5月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小島 学志		柔道整復	平成22年 5月19日
こじま富雄団	奈良県奈良市鳥		

地接骨院（小島 学志）	見町三丁目11－1－56－106		
-------------	------------------	--	--

(平成22年 5月26日揭示済)

奈良市告示第279号

平成22年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第 3 項、第12条の 6 の 5 第 3 項及び第12条の11第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年 5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 基礎賦課額の保険料率
 - 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.2
 - 被保険者均等割
被保険者 1 人につき26,400円
 - 世帯別平等割
1 世帯につき24,600円
- 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の 2
 - 被保険者均等割
被保険者 1 人につき7,200円
 - 世帯別平等割
1 世帯につき6,000円
- 介護納付金賦課額の保険料率
 - 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の 2
 - 被保険者均等割
被保険者 1 人につき16,200円

(平成22年 5月27日揭示済)

奈良市告示第280号

平成22年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年 5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 基礎賦課額の減額の額
 - 条例第16条第 1 項第 1 号アに規定する額 18,480円
 - 条例第16条第 1 項第 1 号イに規定する額 17,220円
 - 条例第16条第 1 項第 2 号アに規定する額 13,200円
 - 条例第16条第 1 項第 2 号イに規定する額 12,300円
 - 条例第16条第 1 項第 3 号アに規定する額 5,280円
 - 条例第16条第 1 項第 3 号イに規定する額 4,920円
- 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 5,040円

- (2) 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 3,600円
- (4) 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額 1,440円
- (6) 条例第16条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額 3,240円
- (平成22年 5 月27日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 5 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年 5 月27日

3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 5 月27日揭示済)

奈良市告示第282号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 29,188	千円 625,530	千円 654,718
	1 雑 入	29,188	625,530	654,718
歳 入 合 計		36,000	625,530	661,530

歳 出

年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成22年 5 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－ 1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日
平成22年 6 月10日

4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年 2 月 4 日、同月 5 日、同月12日、同月15日、同月16日、同月18日、同月19日、同月21日、同月23日及び同月24日

(平成22年 5 月27日揭示済)

奈良市告示第283号

平成22年 5 月28日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成22年 5 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成22年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

2 平成22年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

3 平成22年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ625,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ661,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰上充用金		千円 —	千円 625,530	千円 625,530
	1 繰上充用金	—	625,530	625,530
歳 出 合 計		36,000	625,530	661,530

平成22年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
平成22年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ310,000
第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,710,000千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険料		千円 9,477,824	千円 310,000	千円 9,787,824
	1 国民健康保険料	9,477,824	310,000	9,787,824
歳 入 合 計		33,400,000	310,000	33,710,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 繰上充用金		千円 —	千円 310,000	千円 310,000
	1 繰上充用金	—	310,000	310,000
歳 出 合 計		33,400,000	310,000	33,710,000

(注)「第11款 予備費」を「第12款 予備費」に改める。
平成22年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算
(第1号)
平成22年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ167,440
第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,440千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 102,657	千円 167,440	千円 270,097
	1 使用料	102,657	167,440	270,097
歳 入 合 計		103,000	167,440	270,440

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰上充用金		千円 —	千円 167,440	千円 167,440

	1 繰上充用金	—	167,440	167,440
歳 出 合 計		103,000	167,440	270,440

(平成22年 5 月28日揭示済)

奈良市告示第284号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 5 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 5 月28日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 5 月28日揭示済)

奈良市告示第285号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年 5 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱
(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、もって地球温暖化対策の推進に資することを目的として、家庭用ソーラーパネルを設置し、又は設置された住宅を購入する者に対して、予算の範囲内で奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規程 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成20年12月24日制定 J - P E C 第0810 - 0007号）をいう。
- (2) 家庭用ソーラーパネル 規程第4条各号の要件に適合するシステムをいう。
- (3) 国補助金 規程に基づく補助金をいう。
- (4) 太陽電池出力 日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 自己の居住の用に供する市内の住宅（店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅は除く。以下「住宅」という。）に家庭用ソーラーパネルを設置する者又は家庭用ソーラーパネルを設置された市内の住宅を購入する者
- (2) 国補助金を受けられる者
- (3) 市税の滞納がない者
(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、太陽電池出力の値（キロワットを単位とし、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。）に50,000円を乗じて得た額とする。ただし、その額が100,000円を超える場合は、100,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事概要書（別記第1号様式）
- (2) 国補助金申込書の写し及び添付書類の写し
- (3) 国補助金申込受理決定通知書の写し
- (4) 市税の滞納がない旨を証明したもの
- (5) 家庭用ソーラーパネルの設置を予定している場所又は設置場所の現況を示す写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、あらかじめ景観の保全に関する法律及び条例に基づく家庭用ソーラーパネル設置に係る手続の可否について市長に協議したうえで、家庭用ソーラーパネル設置に係る景観手続完了報告書（別記第2号様式）を作成し、前項の申請時に併せて提出しなければならない。
(実績報告)

第6条 対象者は、電力会社と家庭用ソーラーパネルの電力受給を開始したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の完了報告書の写し及びその添付書類の写し
- (2) 家庭用ソーラーパネルの設置場所の現況を示す写真（設置の状況が分かるもの）
- (3) 住民票
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 対象者は、国補助金交付決定通知書を受けたときは、その写しを市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し)

第7条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する

と認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市長が行う調査及び指導に対して応じない、又は不適当な行為をした場合
- (2) 国補助金の交付決定がなされなかった場合又は交付決定が取り消された場合
- (3) その他この要綱に違反したと認められる場合
(手続代行者)

第 8 条 申請者は、第 5 条の規定による補助金の交付の申請に係る手続（以下「申請手続」という。）を家庭用ソーラーパネルを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に委任することができる。

2 申請者は、前項の規定により申請手続代行を委任する場合は、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付手続代行届(別記第 3 号様式)を市長に提出するものとする。

3 手続代行者は、依頼された申請手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た申請者及び対象者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うも

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

のとする。

4 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により第 1 項の手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、申請手続の代行を認めないものとする。

（関係書類の保管）

第 9 条 対象者は、当該家庭用ソーラーパネルの設置に係る関係書類を、設置後 5 年間保管しなければならない。

（協力）

第10条 市長は、対象者に対して、必要に応じて家庭用ソーラーパネルに関するデータの提供等の協力を求めることができるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

工 事 概 要 書

年 月 日

(あて先) 奈 良 市 長

申 請 者
住所
氏名

㊞

設置する住宅 に関する事項	建物区分	☐ 新築 ☐ 既築 ☐ 建売
	設置者氏名	
	家庭用ソーラーパネル 設置場所	〒 —
設置する家庭 用ソーラーパ ネルに関する 事項	最大出力	kW
	製造業者	
	型式等	

奈良市家庭用ソーラーパネル設置に係る景観手続完了報告書

設置場所	奈良市		
申請者 (報告者)	氏名		
	住所	電話番号 — —	

上記の家庭用ソーラーパネル設置計画について、下記のとおり景観関連法令に基づく手続を行いましたので報告します。

関係部署名	設置場所の景観規制	手続きの要、不要
奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課	☐ 景観計画区域 ☐ 景観形成重点地区	届出 ☐ 要 ☐ 不要 (☐ 済)
	☐ 風致地区 風致地区 第 種 ゾーン	許可 ☐ 要 ☐ 不要 (☐ 済)
	☐ 歴史的風土特別保存地区	許可 ☐ 要 ☐ 不要 (☐ 済)
	☐ 眺望景観関係地	
	☐ 景観規制無し	

奈良市 押印欄

- ※ 太枠内のみ記載ください。
- ※ 設置場所の景観規制、景観手続の要・不要をチェックの上、奈良市の景観課で手続の完了を示す確認印を受けてください。（景観規制がない場合や手続が不要な場合であっても、手続不要の旨の確認印を受けてください。）

第 3 号様式（第 8 条関係）

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付手続代行届

（あて先）奈 良 市 長

届 出 者
住所
氏名



奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第13条の規定により、次の者に補助金に関する事務手続を代行させていただきますので届け出ます。

なお、手続代行者が行う事務手続の一切について、異議申立てを行いません。

手続代行者	様の奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付に係る一切の事務手続を当社が行います。なお、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱に基づき誠意をもって事務手続を行い、貴市にご迷惑をおかけいたしません。			
	住 所	〒 —		
	会 社 名		代表者印	
	代 表 者 名			
	電 話 番 号			
	事務手続	営 業 所 名		
		担 当 者		
		電 話 番 号		
		F A X 番 号		
		営 業 日		
	休 業 日			

(平成22年5月28日揭示済)

奈良市告示第286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年5月31日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年5月30日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年5月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「指名停止」を「入札参加停止」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年5月18日から施行し、この訓令による改正後の奈良市建設工事入札参加者等審査会規程第2条の規定は、同月1日から適用する。

(平成22年5月18日揭示済)

奈良市訓令甲第8号

庁 中 一 般

関 係 各 所

平成22年国勢調査奈良市実施本部設置規程を次のように定める。

平成22年5月18日

奈良市長 仲川元庸

平成22年国勢調査奈良市実施本部設置規程

(目的及び設置)

第1条 平成22年国勢調査（以下「調査」という。）の実施に当たり、調査を円滑かつ効率的に遂行し、調査事務

の万全を期するため、平成22年国勢調査奈良市実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査実施の総合企画調整に関すること。
- (2) 国勢調査指導員（以下「指導員」という。）及び国勢調査員（以下「調査員」という。）に関すること。
- (3) 調査の広報に関すること。
- (4) 調査の調査票に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項（本部長）

第3条 本部に本部長を置き、総務部長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

(副本部長)

第4条 本部に副本部長を置き、総務部参事、市民生活部次長、西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

3 副本部長のうち、次の表の左欄に掲げる者は、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域における本部の事務を掌理する。

副 本 部 長	所 管 区 域
市民生活部次長及び西部出張所長	月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域を除く区域
月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センターの所管区域
都祁行政センター所長	都祁行政センターの所管区域

(参与)

第5条 本部に参与を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 人事課長
- (2) 広報広聴課長
- (3) 情報政策課長、管財課長、保健所等複合施設準備室長、契約課長、工事検査課長及び市民課長
- (4) 市民活動推進課長
- (5) 西部出張所総務課長
- (6) 東部出張所長
- (7) 北部出張所長

2 参与は、本部長の命を受け、本部の事務に参画し、調査の円滑な推進に協力するとともに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本部事務局の班に対し、指導助言を行う。

区 分	班
前項第1号の参与	総務班
前項第2号の参与	広報班

前項第 4 号の参与	総務調査班
前項第 5 号の参与	西部調査班
前項第 6 号の参与	東部調査班
前項第 7 号の参与	北部調査班

(事務局)

第 6 条 本部に、その事務を処理させるため、本部事務局、月ヶ瀬行政センター事務局及び都祁行政センター事務局を設置する。

2 事務局に置く班及びその所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部事務局

総務班

- ア 予算及び経理に関すること。
- イ 人事の調整に関すること。
- ウ 指導員及び調査員の公務災害に関すること。
- エ 臨時職員の任用に関すること。

広報班

- ア 広報の企画及び実施に関すること。
- イ 調査結果の公表に関すること。

企画調整班

- ア 調査実施の総合企画調整に関すること。
- イ 調査区の設定等に関すること（他班の主管に属するものを除く。）。
- ウ 県及び近隣市町村との連絡調整に関すること。
- エ 調査事務の進行管理に関すること（他班の主管に属するものを除く。）。
- オ 各班との連絡調整に関すること。
- カ 指導員との連絡調整に関すること。
- キ 調査用品の受領及び仕分けに関すること。
- ク 調査票の審査に関すること。
- ケ 他の班に属さない事項に関すること。

総務調査班

- ア 調査員の確保及び連絡調整に関すること（他班の主管に属するものを除く。）。
- イ 自治会等との連絡調整に関すること（他班の主管に属するものを除く。）。

西部調査班

- ア 西部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。
- イ 西部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

東部調査班

- ア 東部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。
- イ 東部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

北部調査班

- ア 北部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調

整に関すること。

- イ 北部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

(2) 月ヶ瀬行政センター事務局

月ヶ瀬調査班

- ア 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

- イ 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

- ウ 月ヶ瀬行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

- エ 月ヶ瀬行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

(3) 都祁行政センター事務局

都祁調査班

- ア 都祁行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

- イ 都祁行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

- ウ 都祁行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

- エ 都祁行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

- ア 本部事務局長 文書法制課長
- イ 月ヶ瀬行政センター事務局長 月ヶ瀬行政センター総務課長
- ウ 都祁行政センター事務局長 都祁行政センター総務課長

(2) 事務局次長

- ア 本部事務局次長 文書法制課長補佐
- イ 月ヶ瀬行政センター事務局次長 月ヶ瀬行政センター総務課長補佐
- ウ 都祁行政センター事務局次長 都祁行政センター総務課長補佐

(3) 班長及び班員 本部長が指名する者

4 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年 5 月18日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、平成23年 3 月31日限り、その効力を失う。
(平成22年 5 月18日揭示済)

奈良市訓令甲第 9 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 5 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項都市整備部長の部分に次の 2 号を加える。

(14) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第 3 項に基づく勧告及び同法第17条に基づく命令

(15) 奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）第 6 条第 1 項に基づく命令及び同条例第 7 条に基づく通知

第 5 条道路室長の部分中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 6 条第 1 項景観課長の部分に次の 2 号を加える。

(7) なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第12号）に基づく届出及び通知の受理並びに報告又は資料の提出の要求

(8) 奈良市地区計画形態意匠条例に基づく認定及び報告又は資料の提出の要求

第 6 条第 1 項道路維持課長の部分中第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 街灯の設置又は廃止

第 6 条第 1 項道路建設課長の部分の第 2 号及び第 3 号を削る。

附 則

この訓令は、平成22年 5 月25日から施行する。

(平成22年 5 月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第15号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成22年 5 月17日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替、市内元林院町地内他ほか 7 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概

要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年 5 月20

日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年 5 月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成22年 5 月17日揭示済）

奈良市水道局告示第16号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 5 月18日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社三備	代表取締役 奥本 雅祥	奈良県香芝市狐井 142番地	平成22年 5 月12日

（平成22年 5 月18日揭示済）

奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 5 月18日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中「指名停止」を「入札参加停止」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 5 月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の規定は、同月 1 日から適用する。

（平成22年 5 月18日揭示済）

奈良市水道局告示第18号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 5 月25日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社辻設備	代表取締役 辻 一光	奈良県天理市指柳 町157	平成22年 5 月21日

（平成22年 5 月25日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市集会所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 5 月17日

奈良市教育委員会
委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第 5 号

奈良市集会所条例施行規則を廃止する規則

奈良市集会所条例施行規則（昭和61年奈良市教育委員会規則第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成22年 5 月17日揭示済）

奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月24日

奈良市教育委員会
委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第 6 号

奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

奈良市教科用図書選定委員会規則（平成16年奈良市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「栄養教諭」の次に「、助教諭、講師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成22年 5 月24日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第16号

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成22年 5 月20日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河 村 武

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会事務局規程（昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条選挙第一係の部分に次の 1 号を加える。

(8) 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）に基づく国民投票執行に関すること。

附 則

この規程は、平成22年 5 月20日から施行する。

（平成22年 5 月20日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第17号

大和高原北部土地改良区総代選挙を次のとおり行います。

平成22年 5 月27日

奈良市選挙管理委員会

表

委員長 河 村 武

- 1 選挙の期日 平成22年 6 月 3 日
- 2 投票の時間 午前10時から午後 3 時まで
- 3 選挙すべき総代の数

選挙区	選挙すべき総代の数
第 1 選挙区	8 人
第 2 選挙区	6 人
第 3 選挙区	16人
第 4 選挙区	14人
第 5 選挙区	4 人
第 6 選挙区	2 人
合 計	50人

（平成22年 5 月27日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第18号

平成22年 6 月 3 日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりです。

平成22年 5 月27日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河 村 武

裏

候補者氏名

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

○ 注 意

大和高原北部土地改良区総代選挙投票

大和高原
北部土地
改良区之
印

備 考

用紙は上質白色とし、文字は黒色とする。

(平成22年 5 月27日揭示済) 奈良市選挙管理委員会告示第19号 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について			平成22年 6 月 3 日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。 平成22年 5 月27日 奈良市選挙管理委員会 委員長 河 村 武	
選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市日笠町422番地	竹西 晴雄	奈良県奈良市中貫町100番地の1	大西 英征
2	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬332番地	面上 勝美	奈良県奈良市月ヶ瀬石打414番地	西脇 勝征
3	奈良県奈良市荻町941番地の1	植 栄和	奈良県奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰 昭美
4	奈良県山辺郡山添村大字箕輪1057番地	川田 善保	奈良県山辺郡山添村大字吉田1162番地	吉生 吉祥
5	奈良県宇陀市室生区上笠間616番地の4	狗井 佑	奈良県宇陀市室生区下笠間383番地	藤井 三司
6	奈良県天理市山田町3053番地	大東 正博	奈良県天理市山田町1655番地	中森 良久
(平成22年 5 月27日揭示済) 奈良市選挙管理委員会告示第20号 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙立会人の選任について 平成22年 6 月 3 日執行の大和高原北部土地改良区総代選			挙における各選挙区の選挙立会人を、次のように選任しました。 平成22年 5 月27日 奈良市選挙管理委員会 委員長 河 村 武	
選挙区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市此瀬町420番地	竹内 秀興	奈良県奈良市中之庄町113番地	北浦 莞爾
2	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬195番地	杉野 文隆	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田 清隆
3	奈良県奈良市都祁小山戸町1127番地	村上 良則	奈良県奈良市都祁馬場町404番地	小西 俊生
4	奈良県山辺郡山添村大字広瀬293番地	今本 俊二	奈良県山辺郡山添村大字伏拝814番地	植田 誠輝
5	奈良県宇陀市室生区小原279番地	中上 裕五	奈良県宇陀市室生区上笠間3295番地	松井 啓次
6	奈良県天理市山田町2274番地	藪内 清光	奈良県天理市山田町1678番地 3	藤尾 春雄
(平成22年 5 月27日揭示済) 農 業 委 員 会 奈良市農業委員会告示第11号 奈良市農業委員会平成22年 5 月農政部会の会議を次のと			おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。 平成22年 5 月21日 奈良市農業委員会 農政部長 北 川 博 晴	

- 1 日時
平成22年 5月28日（金） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 報告
(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
- 4 議題
(1) 平成23年度農業施策に関する要望書（案）について
(2) なら農業委員会だより第50号の編集について
- 5 その他
(平成22年 5月21日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 5月27日

奈良市災害対策本部長
仲川 元庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成14年奈良市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務調査部の項中「管財輸送班」を「管財輸送班・管財輸送協力班」に、「総務協力第三班」を「総務協力第三班・総務協力第四班」に、「調査第四班」を「調査

第四班・調査第五班」に改め、同表保健所部の項中「保健所第四班」を「保健所第四班・保健所第五班」に改め、同表建設第二部の項中「建設第二協力班」を「下水道第四班」に改め、同表教育部の項中「文化財班」を「文化財班・文化財協力班」に改める。

第3条第2項中「保健所第一班」の次に「、庶務保全班」を加える。

別表第1市民生活部の部救護班の項中「、月ヶ瀬診療所及び都祁診療所」を削り、同部市民生活協力第一班の項中「及び東山霊苑火葬場」を削り、同表市長公室部の部秘書班の項中「秘書課に」を「秘書課及び政策調整室に」に、

「3 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。」を「3 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。」に改め、同部人事給与班の項中「4 被災職員に

関すること。」を「4 被災職員の調査及び救護に関すること。」に改め、同部企画部の項中「5 広報班への協力に関すること。」を「5 広報班への協力に関すること。」に改め、同表企画部の

「4 被災職員の調査及び救護に関すること。」に改め、同表企画部の「5 広報班への協力に関すること。」を「5 広報班への協力に関すること。」に改め、同表企画部の

部を次のように改める。

企画部 (企画部長)	庶務班 (企画政策課長)	企画政策課に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
	企画協力第一班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	1 交通政策に関すること。 2 道路状況の把握に関すること。 3 土木班との連絡調整及び関係機関との連絡に関すること。
	企画協力第二班 (環境政策課長)	環境政策課に所属する職員	1 被災地環境保全に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
	企画協力第三班 (産業廃棄物対策課長)	産業廃棄物対策課に所属する職員	

別表第1 総務調査部の部中

管財輸送班 (管財課長)	管財課に所属する職員	1 通話の確保及び電話交換に関すること。 2 庁舎及び附属施設の応急対策に関すること。 3 災害対策の配車計画に関すること。 4 物資車両等の調達・確保に関すること。 5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 6 所管施設等の応急復旧に関すること。 7 所管施設の入所者及び来庁者の安全確保に関すること。	を
-----------------	------------	---	---

総 務 協 力 第 三 班 (監 理 課 長)	監理課に所属する 職員	1 避難所（社会教育施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。 2 市登録業者からの作業員等の確保に関する こと。
----------------------------	----------------	--

管 財 輸 送 班 (管 財 課 長)	管財課に所属する 職員	1 通話の確保及び電話交換に関すること。 2 庁舎及び附属施設の応急対策に関すること。 3 災害対策の配車計画に関すること。 4 物資車両等の調達・確保に関すること。 5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。 6 所管施設等の応急復旧に関すること。 7 所管施設の入所者及び来庁者の安全確保に 関すること。
管 財 輸 送 協 力 班 (保健所等複合施設 準備室長)	保健所等複合施設 準備室に所属する 職員	
総 務 協 力 第 三 班 (契 約 課 長)	契約課に所属する 職員	1 避難所（社会教育施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。 2 市登録業者からの作業員等の確保に関する こと。
総 務 協 力 第 四 班 (工 事 検 査 課 長)	工事検査課に所属 する職員	

に改め、

調 査 第 二 班 (資 産 税 課 長)	資産税課に所属す る職員	1 被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査 並びに報告に関すること。 2 市税の減免等生活相談に関すること。
調 査 第 三 班 (納 税 課 長)	納税課に所属する 職員	
調 査 第 四 班 (滞 納 整 理 課 長)	滞納整理課に所属 する職員	

を

調 査 第 二 班 (資 産 税 課 長)	資産税課に所属す る職員	1 被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査 並びに報告に関すること。 2 市税の減免等生活相談に関すること。
調 査 第 三 班 (納 税 課 長)	納税課に所属する 職員	
調 査 第 四 班 (滞 納 整 理 課 長)	滞納整理課に所属 する職員	
調 査 第 五 班 (債 権 整 理 課 長)	債権整理課に所属 する職員	

に改め、

同表市民活動部の部市民活動第一班の項を次のように改める。

市 民 活 動 第 一 班 (市民活動推進課長)	市民活動推進課に 所属する職員	1 ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、 連携並びに連絡調整に関すること。 2 応急食糧の運搬及び配分に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。
-----------------------------	--------------------	---

別表第1 保健福祉部の部庶務班の項中「災害弔意金の支

の項中

給及び」を削り、同部救助物資第五班及び救助物資第六班

「1 被服、寝具、その他生活必
需品の給（貸）与及び運搬に
関すること。

2 救援物資（義援金を含む。）を
の受領、配分に関すること。

3 罹災による死者の収容に関
すること。」

「1 罹災による死者の収容に関
すること。

2 被服、寝具、その他生活必
需品の給（貸）与及び運搬に
関すること。

3 救援物資（義援金を含む。）
の受領、配分に関すること。」

に改め、同表保健所部の部中

保健所第一班 (保健総務課長)	保健総務課に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 3 被災者の健康対策に関する事。	を に改め、
保健所第一班 (保健総務課長)	保健総務課に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 3 被災者の健康対策に関する事。	
保健所第二班 (保健・環境検査課長)	保健・環境検査課に所属する職員		

同部中

保健所第二班 (生活衛生課長)	を	保健所第三班 (生活衛生課長)	に改め、同表建設第二部の部中
保健所第三班 (保健予防課長)		保健所第四班 (保健予防課長)	
保健所第四班 (健康増進課長)		保健所第五班 (健康増進課長)	

下水道第一班 (下水道管理課長)	下水道管理課に所属する職員	1 下水道施設の応急復旧に関する事。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。	を
下水道第二班 (下水道建設課長)	下水道建設課に所属する職員		
下水道第一班 (下水道総務課長)	下水道総務課に所属する職員	1 下水道施設の応急復旧に関する事。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。	に改め、
下水道第二班 (下水道維持課長)	下水道維持課に所属する職員		
下水道第三班 (下水道建設課長)	下水道建設課に所属する職員		

同部中 「下水道第三班 (河川課)」 を 「下水道第四班 (河川課)」 に改め、同表建設第二協力班の項を削り、同表教育部の部中

文化財班 (文化財課長)	文化財課及び埋蔵文化財調査センターに所属する職員	文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに報告に関する事。	を に改め、
文化財班 (文化財課長)	文化財課に所属する職員	文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに報告に関する事。	
文化財協力班 (埋蔵文化財調査センター所長)	埋蔵文化財調査センターに所属する職員		

同部中

教育協力第一班 (教育企画課長)	教育企画課に所属する職員	1 庶務班への協力に関する事。 2 部内各班への協力に関する事。 3 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。	を
教育協力第二班 (人権教育課長)	人権教育課に所属する職員	1 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。 2 部内各班への協力に関する事。	

教 育 協 力 第 三 班 (青 少 年 指 導 課 長)	青少年指導課に所属する職員及び青少年児童会館に所属する職員	3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 4 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
教 育 協 力 第 四 班 (高 校 総 体 推 進 課 長)	高校総体推進課に所属する職員	

教 育 協 力 第 一 班 (教 育 企 画 課 長)	教育企画課に所属する職員	1 庶務班への協力に関すること。 2 部内各班への協力に関すること。
教 育 協 力 第 二 班 (保 健 給 食 課 長)	保健給食課に所属する職員	3 避難所（学校教育施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。 4 学校給食に関すること。
教 育 協 力 第 三 班 (人 権 教 育 課 長)	人権教育課に所属する職員	1 避難所（学校教育施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。
教 育 協 力 第 四 班 (青 少 年 指 導 課 長)	青少年指導課に所属する職員	2 部内各班への協力に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 4 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。

に改め、

同表消防部の部警防第一班の項中

「3 水防資材の調達及び保守」を「3 水防資材の調達及び保守」に改め、
管理に関すること。を管理に関すること。
4 災害現場における救助活動に関すること。に改め、

同部警防第二班の項中「救助活動」を「救急活動」に改め、
同表備考中「市民生活協力第二班」を「市民活動協力第二班」に改め、「救助物資第四班」を「救助物資第三班」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 5 月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(平成22年 5 月27日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。